

鏡石町公布第 6 6 号

鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

鏡 石 町 長

木 賊 正 男

1 令和 8 年 鏡石町条例第 1 5 号

鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鏡石町上下水道事業の設置等に関する条例（令和４年鏡石町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に定める日（令和８年９月２４日）から施行する。